

## **【資料 2】**

**平成 25 年度末の状況について**

**平成 26 年 9 月**

**大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課**

# 目次

<b>第1章 「福祉のまちづくり条例」の概要について</b>	<b>P 2</b>
1. 「福祉のまちづくり条例」の概要	
<b>第2章 府有施設の整備・改善</b>	<b>P 3</b>
1. 不特定多数の者が利用する府有施設（建築物）	
2. 多数の者が利用する府有施設（建築物）	
3. 不特定多数の者が利用する府有施設（道路・都市公園）	
<b>第3章 市町村有施設の整備・改善</b>	<b>P 11</b>
1. 市町村への要請等	
2. 市町村既存施設改善実施一覧	
3. 改善実施状況	
<b>第4章 国有施設の整備・改善</b>	<b>P 13</b>
1. 国の庁舎におけるバリアフリー化整備の状況	
<b>第5章 民間施設の整備・改善</b>	<b>P 14</b>
1. 新設の施設（基準適合義務・事前協議等）	
2. 既存の施設（適合状況調査・改善計画）	
3. 既存の施設におけるバリアフリー化の状況	
4. バリアフリー法による認定	
5. 整備・改善を促進させる施策等（その1：鉄道駅等）	
6. 整備・改善を促進させる施策等（その2：住宅等）	
7. 民間との連携によるバリアフリー情報の提供	
8. 車いす使用者用駐車区画の適正利用の取組み	
<b>第6章 関連行政計画</b>	<b>P 26</b>
1. 大阪府住宅まちづくりマスタープラン	
2. 第3次大阪府障がい者計画	
3. 大阪府高齢者計画2012	
<b>第7章 福祉のまちづくり推進体制の整備</b>	<b>P 28</b>
1. 大阪府福祉のまちづくり審議会	
2. 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議	
3. 市町村連絡会議等	
<b>第8章 福祉のまちづくりの普及・啓発</b>	<b>P 30</b>
1. ホームページでの情報提供	

# 第1章 「福祉のまちづくり条例」の概要について

## 1. 「福祉のまちづくり条例」の概要

### 【目的】

建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園等の全ての都市施設を安全かつ容易に利用できるようにすることにより、福祉のまちづくりを進めること

### 【責務】

大阪府・・・施策を実施、市町村に助言・支援  
事業者・・・施設が利用できるよう整備・維持・管理  
府 民・・・理解と相互扶助の心を持って施策に協力

### 【施策】

都市施設（建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園等）を対象に、施策を実施。  
施策の基本方針  
・府民の気運の醸成  
・都市環境の整備  
・社会参加への支援  
・自立して暮らせる地域社会づくり  
啓発・学習の促進  
推進体制の整備  
財政上の措置

### 【バリアフリー法からの委任事項】

バリアフリー法第14条第3項（条例への委任事項）に基づいて、法を上回る対象施設・基準に関し、福祉のまちづくり条例第3章（第10条～第30条）を定めている。

これにより、一定の用途・規模の建築物を建築する際に、基準への適合義務を課し、建築確認申請において審査を行うことで、基準の遵守を求めている。

### 【事前協議等】

福祉のまちづくり条例では、事業者が設置する都市施設のうち、一定の用途・規模の都市施設について、事前協議・工事完了届の手続きを求めている。 [府独自制度]

### 【改善計画等】

知事が要請したときは、事業者は、維持保全・管理する施設のうち、一定の用途・規模の都市施設について、現況調査・改善計画の作成・改善計画に基づく工事の実施の状況を知事に報告しなければならない。 [府独自制度]

## 第2章 府有施設の整備・改善

### 1. 不特定多数の者が利用する府有施設（建築物）

#### ア. 新設の主な施設（平成25年度完成分）

- ・大阪府天満警察署仮庁舎
- ・大阪府立稲スポーツセンター
- ・大阪府立泉南支援学校
- ・大阪府立すながわ高等支援学校

#### イ. 既存施設を含めた府有施設（建築物）の整備状況

不特定多数の方が利用される府有建築物について、各施設の所管部局の協力を得て、現行の条例に定める移動等円滑化基準への適合状況を把握するための調査を実施した。

そのうち府民がよく利用する主な府有施設235棟の調査結果の集約は以下のとおりである。

利用の際に必要な性の高い、主な部位別の整備状況は下記のとおりである。

- ・出入口については、約84%が現行の基準に対応している。
- ・廊下については、幅員の確保や段差の解消など約53%の整備が進んでいる。
- ・階段については、約50%の整備が進んでいる。
- ・車いす使用者用便房は約83%、オストメイト対応設備<sup>(※)</sup>のある便所は約29%の整備が進んでいるが、全ての基準に適合している便所は約13%である。
- ・案内設備については、約78%の整備が進んでいる。
- ・エレベーターは約54%の整備が進んでいるが、全ての基準に適合しているエレベーターは約14%である。これは、条例における基準が様々な項目を規定しているため、全ての項目を満たす設備に至らないが、一定の整備がなされている施設が多いと考えられる。
- ・付属駐車場は、約70%の整備が進んでいる。

※オストメイト対応設備： オストメイト（手術を受けて人工肛門・人工膀胱保有者となった方のこと）の利用に配慮し、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し、または、これにかわる洗浄装置。

表一 主な府有建築物の福祉のまちづくり適合調査による適合実績一覧

(主な府有建築物の福祉のまちづくり条例 (H21.3改正後基準) への適合状況)

(平成26年3月末)

主な整備項目	建 物 用 途								合 計	【参考】独立行政法人 (府大・市大)
									【( )内は適合率】 (今年度/前年度)	
	本庁舎	府民センター	府税事務所	保健所	警察署	医療・福祉施設	図書館・博物館等	その他の主な施設 (注①)		
調査対象施設棟数	8	8	6	13	72	13	6	109	235棟	136棟
出入口	8	8	6	13	55	13	6	89	198棟 (84%/84%)	133棟 (98%)
整備基準への適合を要する棟数	[8]	[8]	[6]	[13]	[72]	[13]	[6]	[109]	[235棟]	[136棟]
敷地内の通路	8	5	5	12	16	8	3	40	97棟 (47%/47%)	131棟 (99%)
整備基準への適合を要する棟数	[8]	[7]	[6]	[13]	[61]	[9]	[6]	[97]	[207棟]	[136棟]
廊下	8	4	4	11	26	9	5	38	105棟 (53%/54%)	132棟 (99%)
整備基準への適合を要する棟数	[8]	[7]	[5]	[13]	[70]	[13]	[5]	[76]	[197棟]	[133棟]
階段	6	4	4	12	24	12	4	28	94棟 (50%/48%)	27棟 (24%)
整備基準への適合を要する棟数	[6]	[8]	[4]	[13]	[70]	[13]	[5]	[66]	[185棟]	[111棟]
便所 (全基準適合)	3	3	2	4	5	2	1	9	29棟 (13%/14%)	75棟 (59%)
※車いす利用者用便所設置棟数	7	8	5	13	48	13	6	84	184棟 (85%/82%)	
※トイレ対応設備設置棟数	5	7	4	12	6	5	2	21	53棟 (29%/24%)	20棟 (16%)
整備基準への適合を要する棟数	[8]	[8]	[5]	[13]	[70]	[13]	[6]	[94]	[217棟]	[128棟]
標識	7	4	4	11	33	10	6	46	121棟 (54%/52%)	適宜設置
整備基準への適合を要する棟数	[8]	[8]	[9]	[13]	[69]	[13]	[6]	[100]	[226棟]	
案内設備	6	7	3	11	61	10	6	71	175棟 (78%/74%)	適宜設置
整備基準への適合を要する棟数	[8]	[8]	[6]	[13]	[70]	[13]	[6]	[100]	[224棟]	
エレベーターの構造 (全基準適合)	2	0	0	4	7	4	0	6	23棟 (14%/13%)	64棟 (59%)
※エレベーター設置棟数	5	8	3	6	22	11	4	32	91棟 (54%/45%)	
整備基準への適合を要する棟数	[7]	[8]	[4]	[13]	[69]	[13]	[4]	[52]	[170棟]	[109棟]
付 属 駐 車 場	5	8	3	11	31	9	5	61	133棟 (70%/68%)	適宜設置
整備基準への適合を要する棟数	[6]	[8]	[5]	[13]	[67]	[13]	[5]	[74]	[191棟]	
合 計 (延べ棟数 (適合分))	53棟	43棟	31棟	89棟	258棟	77棟	36棟	388棟	975棟	566棟
全棟数 (延べ棟数)	[67棟]	[70棟]	[50棟]	[117棟]	[618棟]	[113棟]	[49棟]	[768棟]	[1,852棟]	[754棟]
建物用途別 適合率 (注②)	(79%)	(61%)	(62%)	(76%)	(42%)	(68%)	(73%)	(51%)	(53%)	(75%)

注①「その他の主な施設」には、職業訓練施設、土木施設、水道施設、公園施設などが含まれている。

注②主な施設の、「主な整備項目」に対する、適合している項目数の割合を表す。

## 2. 多数の者が利用する府有施設（建築物）

### ア. 府営住宅

都市型高齢社会に対応し、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らせるために、さまざまな取組みを進めている。「大阪府営住宅ストック活用計画（平成 24 年 3 月改定、計画期間：平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間）」において、高齢者のいる世帯の割合の将来の動向を踏まえ、バリアフリー化率の目標を平成 27 年度末：50%以上、平成 32 年度末：60%以上とし、府営住宅の整備等を推進している。

#### 【計画改定時の状況（平成 22 年度末）】

バリアフリー化された住宅の割合は全ストックの 40.9% [56,526 戸]

#### 【目標（平成 32 年度末）】

バリアフリー化された住宅の割合は全ストックの 60%以上（H27 年度末 50%以上）

#### 【目標達成に向けた事業量】

- 建替事業 ・ あいあい住宅 12,000 戸（うちMAIハウス 220 戸）
- 改善事業 ・ 住戸内バリアフリー化事業（旧高齢者向け改善事業）12,000 戸
- ・ 車いす常用者世帯向け改善事業 40 戸
- ・ 中層エレベーター設置事業 約 2,800 階段
- ・ 団地内バリアフリー化事業 17 団地

#### （住戸のバリアフリー化状況 平成 25 年度末時点）

	あいあい住宅等	MAIハウス (あいあい住宅等の内数)	住戸内バリアフリー化	車いす乗用車世帯向け改善	合計
H25 年度末達成状況	43,288 戸	970 戸	18,250 戸	109 戸	62,617 戸
計画・目標 大阪府営住宅ストック総合活用計画 H23~32 年度	12,000 戸	220 戸	12,000 戸	40 戸	24,260 戸
H23 年度	1,164 戸	26 戸	1,312 戸	4 戸	2,506 戸
H24 年度	1,414 戸	32 戸	81 戸	0 戸	1,527 戸
H25 年度	768 戸	11 戸	700 戸	5 戸	1,489 戸
バリアフリー化された住宅戸数（※）（A）					62,558 戸
府営住宅管理戸数（全ストック）（B）					137,819 戸
バリアフリー化された住宅の割合（バリアフリー化率）（A/B）					45.4%

（※）計画期間内に建替え事業等により廃止を行った住戸が存在するため、上記戸数の合計は一致しない場合がある。

### ○あいあい住宅

高齢者をはじめ誰もが住みやすいように、浴槽部分の落とし込み、浴室・便所の手すり設置、住戸内部の段差解消等を行った住宅

### ○OMA I ハウス

建替事業において、入居者の身体特性を測定し、浴室や便器の形状の選択、手すりの位置など細部の設計を行う車いす常用者世帯向けの住宅

### ○住戸内バリアフリー化事業（旧高齢者向け改善事業）

中高層住宅の1・2階及びエレベーター停止階とその上下の住戸を対象に、室内段差の解消、玄関・浴室・便所への手すり設置、スイッチの改善などを行う事業

### ○車いす常用者世帯向け改善事業

既設の住戸について、車いす常用者世帯が生活しやすいように、スロープの設置や浴室・便所等の改善を行う事業

（共用部分のバリアフリー化状況 平成25年度末時点）

	中層エレベーター設置事業	団地内バリアフリー化事業
H25年度末達成状況	490基	229団地
計画・目標 大阪府営住宅ストック総合 活用計画 H23～32年度	約2,800階段	17団地
H23年度	40基	4団地
H24年度	0基	0団地
H25年度	60基	4団地

### ○中層エレベーター設置事業

エレベーターの設置されていない中層住宅を対象に、入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、エレベーターの設置を行う事業

### ○団地内バリアフリー化事業

住棟入り口までの通路や団地内の主要な通路の段差について、手すりの設置やスロープ、階段の整備を行う事業

## イ. 府立高等学校・支援学校

平成4年度より、福祉仕様エレベーターの設置を、平成6年度より福祉対応改善（スロープ、視覚障がい者誘導用ブロック設置、トイレ整備等）を実施している。

（改善実施校数）

	府立高等学校		府立支援学校	
	福祉仕様エレベーターの設置	スロープ、視覚障がい者誘導用ブロック設置、トイレ整備等	スロープ、視覚障がい者誘導用ブロック設置、トイレ整備等	全てのトイレの福祉対応改修、車いすによる避難通路の整備
H23年度	5校	2校	—	1校
H24年度	4校	4校	—	1校
H25年度	4校	2校	—	1校
累計 (25年度末時点)	86校	126校	27校	6校

※ 対象府立高等学校総数 138校 (平成25年度末時点)  
 対象府立支援学校総数 27校 (平成25年度末時点)



### 3. 不特定多数の者が利用する府有施設（道路・都市公園）

#### ア. 道路

##### (A) 府が管理する道路の整備

「大阪府都市整備中期計画（案）」に基づき、交通事故を未然に防止し、誰もが安全で安心できる交通環境を確保するため、歩道、自転車歩行者道の整備、段差の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を実施した。

	歩道有効幅員の確保 (2m以上)	歩道の段差改善 (段差 2cmを標準)	視覚障がい者誘導用 ブロック設置(※)
府内総数	1,576.7 km	33,549 箇所	33,799 箇所
整備実績	984.7 km	26,525 箇所	10,545 箇所
整備率	62.5%	79.1%	31.2%

※ 歩道切下げ部、立体横断施設昇降口への設置

##### (B) 府道緑化事業「安全で人にやさしい府道緑化事業」

※平成8年度より実施してきました当該名称事業は、平成21年度までとなっており、それ以降は街路樹の維持補修として事業を進めている。街路樹の植え替え等に伴う植樹ますの改良とあわせて段差解消など改良を実施。

	整備数
H23 年度	4 箇所
H24 年度	4 箇所
H25 年度	3 箇所
整備総数 (H25 年度末時点)	36 箇所

## イ. 信号機

### (A) 視覚障がい者用付加装置の整備

歩行者用信号機の青時間帯に音響を出し、視覚障がい者に横断のタイミングを知らせる装置を整備した。

	整備基数
H23 年度	16 基 (新設 11 基・更新 5 基)
H24 年度	19 基 (新設 19 基・更新 0 基)
H25 年度	22 基 (新設 15 基・更新 7 基)
整備総数 (H25 年度末時点)	1,520 基

※基数は制御基数で計上。

### (B) 音響式歩行者誘導付加装置の整備

視覚障がい者等の歩行者に対して、音声等により歩行者用信号が青信号に変わったことを知らせる装置を整備した。

	整備基数
H23 年度	10 基
H24 年度	4 基
H25 年度	0 基
整備総数 (H25 年度末時点)	137 基

※基数は制御基数で計上。

### (C) 高齢者等感応式信号機の整備

高齢者、身体障がい者等が所持する携帯用発信機（ペンダント型）又は信号柱等に設置している押しボタン箱の押しボタンを押すと、横断歩行者秒数(青秒数)が通常より 5～10 秒長くなる信号制御システムを整備した。

	整備基数
H23 年度	8 基
H24 年度	8 基
H25 年度	6 基
整備総数 (H25 年度末時点)	360 基

※基数は制御基数で計上。

#### (D) 歩車分離式信号の整備

歩行者と車両が交錯することにより交通事故の発生が懸念される交差点において、歩行者と車両の通行を時間的に分離する歩車分離式信号を整備した。

	整備数
H23 年度	51 交差点
H24 年度	46 交差点
H25 年度	39 交差点
整備総数 (H25 年度末時点)	920 交差点

※ 整備数は交差点数で計上。

#### ウ. 公園

公園緑地整備事業（府営公園ハートフル事業）

平成 5 年度より、高齢者や障がい者、幼児、子供連れの親等あらゆる人々の利用に配慮した府営公園として改修整備を進め、各公園の入口から公園内の見どころを結ぶ 1 ルート（らくらく 1 ルート）等の整備等を行っている。

なお、らくらく 1 ルートについては、出入口改修・園路改修・トイレ改修・駐車場整備・段差解消・水飲場設置・案内板設置・触知図案内板設置の項目がある。

	出入口改修	園路改修	トイレ改修	駐車場整備	段差解消	案内板設置	触知図案内板設置
H23 年度	—	—	寝屋川公園	—	—	—	—
H24 年度	—	—	山田池公園	—	—	—	—
H25 年度	—	—	該当なし	—	—	—	—

## 第3章 市町村有施設の整備・改善

### 1. 市町村への要請等

各市町村に対して、適宜、適切な適合状況の把握と改善の推進及び市町村施設のバリアフリー情報について、積極的な情報発信に関する要請を行った。

### 2. 市町村既存施設改善実施一覧（平成26年3月末時点 大阪市を除く）

条例制定以前からの市町村有既存施設に対して、条例施行当時（平成5年4月）の整備基準への適合状況について調査した結果は次表のとおりである。

建 物 用 途	施設数	適合施設数	適合率 (%)
集会所等	525	96	18.29
官公庁	200	54	27.00
児童福祉施設等	140	47	33.57
病院・診療所	31	12	38.71
その他	280	71	25.36
計	1,176	280	23.81
※( ) 内は H23 年度末時点での結果	(1,196)	(277)	(23.16)

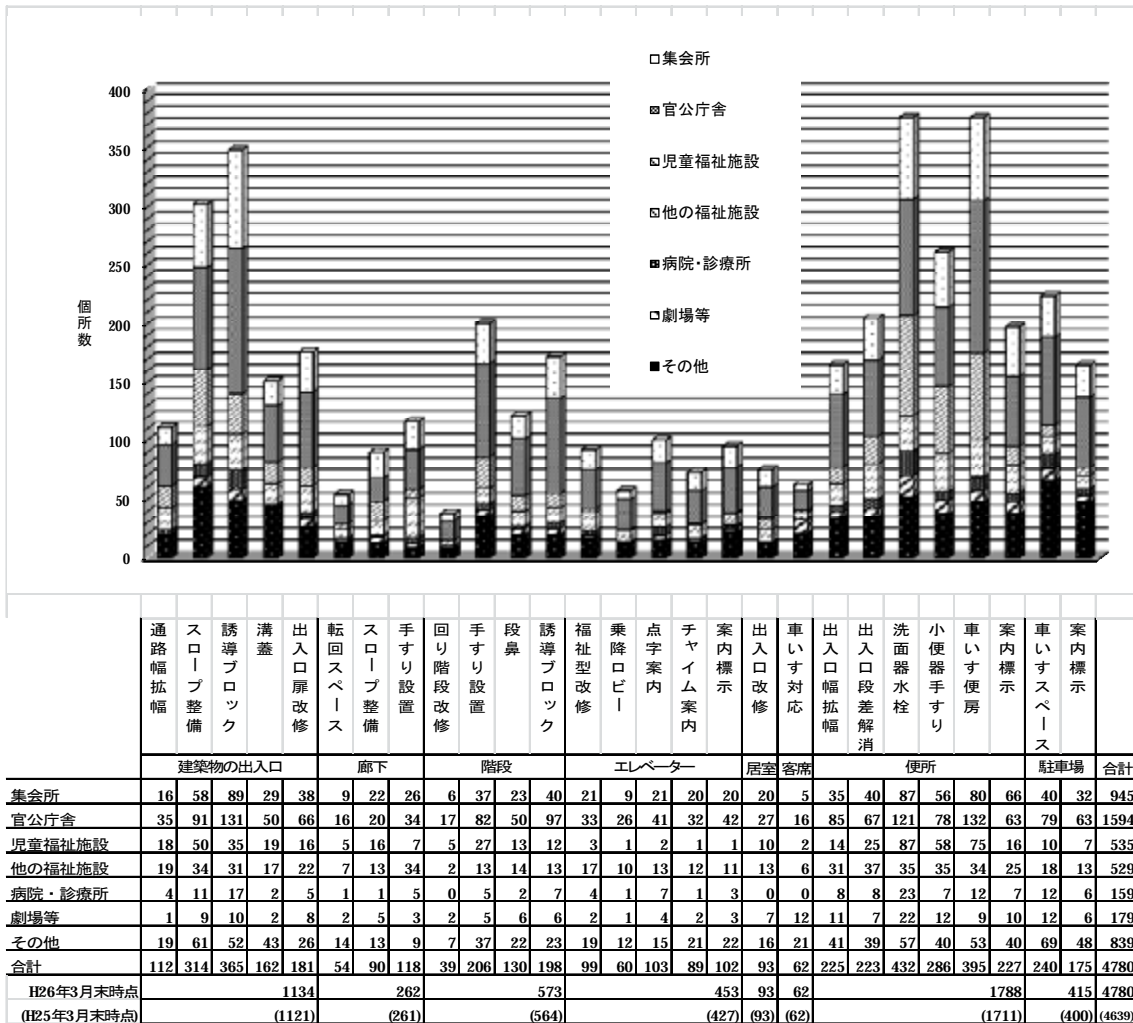
### 3. 改善実施状況（平成26年3月末時点 大阪市を除く）

条例制定以前からの市町村有既存施設については、平成11年度末までに5,677棟の報告があり、うち撤去、閉館した施設等を除く5,383棟について改善計画が策定された。

これまでの改善状況について、下記のグラフで用途別にみると、官公庁舎が最も多く延べ1,594箇所の改善が実施され、次に、集会所の延べ945箇所、児童福祉施設の延べ535箇所、他の福祉施設の延べ529箇所の改善が実施されている。

改善部位別にみると、建築物の出入口部分における誘導ブロック設置は365箇所、便所における洗面器水栓の改修は432箇所、車いす便房の設置は395箇所と進んでいる。一方で、構造的に改修が困難な回り階段の改修は39箇所、エレベーターの乗降ロビーの幅及び奥行き確保は60箇所となっている。

用途別・部位別 既存の市町村施設の改善状況



## 第4章 国有施設の整備・改善

### 1. 国の庁舎におけるバリアフリー化整備の状況

国土交通省近畿地方整備局では、窓口業務を行う官署が入居する官庁施設を新たに整備する際には、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、高齢者、障害者あるいは子ども連れ等を含むすべての人が円滑かつ快適に、また安心して施設を利用できるよう、高度なバリアフリー化を推進している。

また、窓口業務を行う官署が入居する既存の施設についても、可能な限り、車いす使用者用駐車施設、手すり、スロープ、視覚障害者誘導用ブロック、車いす使用者用便房、エレベーター等の改修によりバリアフリー化を推進している。

なお、平成25年度末時点での近畿地方整備局におけるバリアフリー化の状況は、以下のとおりである。

	割合 (%)	
	近畿管内	大阪府内
車いす使用者用駐車施設の整備状況	97.1	96.4
窓口までの経路のバリアフリー化状況		
段差解消（スロープ等の設置）の状況	98.5	98.2
視覚障害者誘導用ブロックの整備状況	92.7	92.9
車いす使用者便房の整備状況	99.0	98.2
エレベーターの設置状況（2階以上の建物対象）	70.1	83.0

#### 《備考》

- ・ 近畿管内のデータは近畿地方整備局管内の合同庁舎、法務総合庁舎、税務署、区検察庁等の窓口業務を行う官署が入居する官庁施設204棟を対象。各省庁で整備されている法務局、職業安定所等の施設は除く。
- ・ 大阪府内のデータは、近畿管内のデータの内数（56棟）。

## 第5章 民間施設の整備・改善

### 1. 新設の施設（基準適合義務・事前協議等）

#### ア. 基準適合義務

建築物の新築・改築・増築・用途変更を行う際は、用途・規模に応じ、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で定める基準（建築物移動等円滑化基準）に適合させる義務が課せられている。（基準への適合義務：バリアフリー法第14条第1項、条例への委任：同条第3項）

基準に関する審査は、計画時には建築基準法に基づく建築確認申請において行い、建築物の完成時には同法に基づく完了検査において行う。

#### 【対象用途・規模】

用途区分	対象規模
学校 病院又は診療所 集会場又は公会堂（※） 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 博物館、美術館又は図書館 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 公衆便所	すべて
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 飲食店 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 工場（自動車修理工場に限る。）	床面積の合計 <b>200</b> m <sup>2</sup> 以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場 展示場 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	床面積の合計 <b>500</b> m <sup>2</sup> 以上
ホテル又は旅館 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 公衆浴場 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	床面積の合計 <b>1,000</b> m <sup>2</sup> 以上
共同住宅又は寄宿舎	床面積の合計 <b>2,000</b> m <sup>2</sup> 以上又は住戸の数 <b>50</b> 戸以上
公共用歩廊	床面積の合計 <b>2,000</b> m <sup>2</sup> 以上

（※）集会場は、床面積が **200** m<sup>2</sup>以上の集会室があるものに限る。

## イ. 事前協議・完了届

バリアフリー法第14条第1項による基準適合義務を課す対象建築物の他に、福祉のまちづくり条例においては、事業者が設置する都市施設のうち、下記の施設について、施設が設置される際に事前協議・工事完了届の手続きを課している。

### 【対象用途・規模】

用途区分	対象規模	協議先
集会場(床面積が200㎡以上の集会室があるものを除く。) 火葬場	すべて	市町村
コンビニエンスストア	床面積の合計 100㎡以上 200㎡未満	
事務所	床面積の合計 500㎡以上	
ダンスホール	床面積の合計 1,000㎡以上	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 50㎡以上 200㎡未満	
工場(自動車修理工場を除く)	床面積の合計 3,000㎡以上	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	床面積の合計 300㎡以上	
消防法第8条の2第1項に規定する地下街 道路法第2条第1項に規定する道路 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為により設置される公園 遊園地、動物園又は植物園 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの	すべて	



## 2. 既存の施設（適合状況調査・改善計画等）

### ア. 適合状況調査

条例を施行した際に既に存していた特定施設の事業者（管理者）に対し、整備基準に適合しているかどうかの調査を平成5年度から実施し、平成7年度までに25,612施設の事業者へ適合状況調査報告を依頼し、その後も報告依頼を重ねた結果、報告施設数は19,189施設となった。

用途別にみると、下表のとおり、特定郵便局、事務所、鉄道駅舎、地下街、銀行・信用金庫等で報告率が高く、公衆浴場、工場、遊技場等で報告率が低い。

適合状況調査の依頼数と報告数

用途	施設数	依頼施設数 (A)	報告施設数(B)		報告率(%) (B/A)
			対象施設数	対象外施設数	
学校		1,007	944	42	97.9
博物館・美術館・図書館		45	33	10	95.6
病院・診療所		1,698	1,170	342	89.1
公会堂・集会場		509	207	119	64.1
児童老人福祉施設等		851	730	40	90.5
飲食店・物販店		7,855	1,657	3,311	63.3
体育館・スポーツ練習場		276	208	28	85.5
劇場・映画館・観覧場		144	68	39	74.3
展示場		-	6	-	-
遊技場		813	71	324	48.6
公衆浴場		127	26	19	35.4
宿泊施設		889	380	107	54.8
共同住宅		2,557	1,631	294	75.3
特定郵便局		993	961	32	100
電気・ガス・電気通信事業の営業所		160	111	34	90.6
銀行・信用金庫等		2,555	2,453	83	99.3
冠婚葬祭施設		107	32	41	68.2
事務所		915	594	321	100
工場		2,156	605	337	43.7
寄宿舍		1,290	239	942	91.6
鉄道駅舎		369	369	0	100
地下街		6	6	0	100
駐車場（一般公共用）		290	155	68	76.9
計		25,612	12,656	6,533	74.9
			19,189		

## イ. 改善計画

適合状況調査により、対象となることが判明した 12,656 施設に対し、平成 6 年度から改善計画の作成及び届出を依頼した結果、11 年度までに 8,602 施設（9,677 棟）の改善計画の届出があった。

用途別にみると、下表のとおり、特定郵便局、鉄道駅舎、地下街、博物館・美術館・図書館で届出率が高く、工場、遊技場、劇場・映画館・観覧場などで届出率が低い。

### 改善計画の依頼数と届出数

用途	施設数	依頼施設数 (A)	届出状況		備考 改善計画 届出棟数	
			届出内容(B)			届出率(%) (B/A)
			改善計画届 出施設数	撤去、廃業 等施設数		
学校	944	631	27	69.7	1,567	
博物館・美術館・図書館	33	28	3	93.9	32	
病院・診療所	1,170	707	90	68.1	828	
公会堂・集会場	207	106	14	58	107	
児童老人福祉施設等	730	495	16	70	601	
飲食店・物販店	1,657	922	126	63.2	952	
体育館・スポーツ練習場	208	102	13	55.3	108	
劇場・映画館・観覧場	68	28	1	42.6	26	
展示場	6	3	0	50	3	
遊技場	71	26	3	40.8	25	
公衆浴場	26	9	4	50	12	
宿泊施設	380	184	24	54.7	194	
共同住宅	1,631	764	19	48	809	
特定郵便局	961	958	3	100	944	
電気・ガス・電気通信事業の営業所	111	89	12	91	90	
銀行・信用金庫等	2,453	1,791	65	75.7	1,809	
冠婚葬祭施設	32	24	2	81.3	27	
事務所	594	446	10	76.8	470	
工場	605	215	15	38	459	
寄宿舍	239	153	17	71.1	161	
鉄道駅舎	369	369	0	100	370	
地下街	6	6	0	100	9	
駐車場（一般公共用）	155	75	7	52.9	74	
合計	12,656	8,131	471	68	9,677	
		8,602				

## ウ. 定期報告

改善計画の届出のあった施設は、2年毎に改善工事の実施状況を報告するよう求めており、届出のあった9,677棟<sup>(注)</sup>のうち、平成24,25年度の2カ年で、改善及び廃業等を行ったものを除く5,225棟に対し依頼を行い、3,593棟の報告を受けた。

改善完了施設は、下表のとおり、特定郵便局、銀行・信用金庫、学校等を中心に、合計1,815棟になった。

注) 改善計画に基づく、定期報告提出および進捗把握については、棟数にて把握。

(1 施設の中に複数棟を有するものがあり、棟毎で改善が進捗し、定期報告されるため。)

### 定期報告の依頼数と報告数、完了数

H25年度末現在 (棟)

用途	2カ年の報告状況 (H24・25年度)				依頼総数と現在の完了状況			
	2カ年 依頼数 (A)	報告内容(B)		報告 回収率 (%) (B/A)	依頼総数(C) (H8~25年度)		完了数 (H25年度報 告後時点) (E)	完了率 (%) (E/C-D)
		改善状況 報告	撤去、 廃業等		うち"撤去 廃業等" (D)			
学校	1,061	881	42	87.0	1,567	259	281	21.5
博物館・美術館・図書館	21	16	0	76.2	32	6	4	15.4
病院・診療所	417	279	27	73.4	827	301	117	22.2
公会堂・集会場	74	45	2	63.5	107	27	10	12.5
児童福祉施設等	409	277	18	72.1	600	65	153	28.6
飲食店	94	33	6	41.5	145	49	7	7.3
物販店	423	204	33	56.0	809	345	62	13.4
体育館・スポーツ練習場	54	27	3	55.6	109	47	11	17.7
劇場・映画館・観覧場	3	2	0	66.7	26	21	2	40.0
展示場	2	2	0	100.0	2	0	0	0.0
遊技場	12	4	1	41.7	25	9	4	25.0
公衆浴場	7	0	0	0.0	12	4	0	0.0
宿泊施設	111	50	9	53.2	194	77	9	7.7
共同住宅	643	328	10	52.6	810	69	109	14.7
特定郵便局	510	234	12	48.2	940	58	387	43.9
電気・ガス・電気通信事業の営業所	12	9	3	100.0	89	64	16	64.0
銀行・信用金庫等	778	528	58	75.3	1,810	653	457	39.5
冠婚葬祭施設	20	17	2	95.0	27	6	4	19.0
事務所	252	191	13	81.0	474	188	47	16.4
工場	243	154	20	71.6	459	152	68	22.1
寄宿舎	55	31	0	56.4	160	66	41	43.6
地下街	1	1	0	100.0	9	1	7	87.5
駐車場(一般公共用)	23	19	2	91.3	74	31	19	44.2
合計 (カッコ内は昨年実績値)	5,225	3,332	261	68.8	9,307 (9,307)	2,498 (2,375)	1,815 (1,695)	27.0 (24.5)

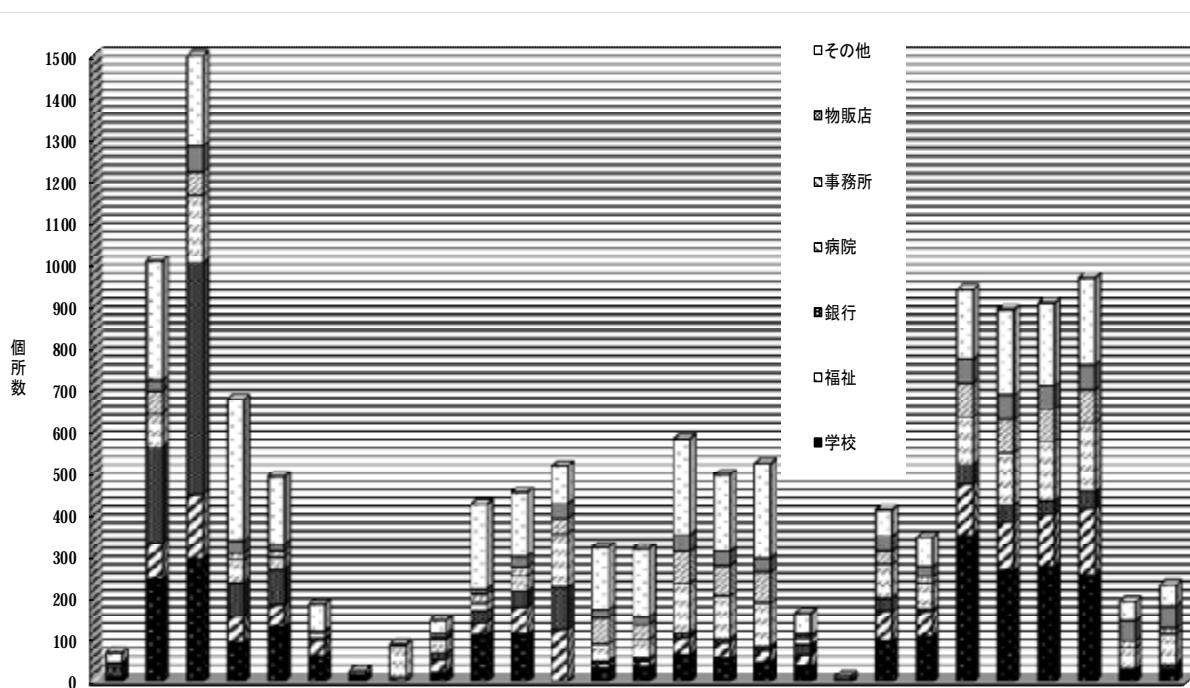
※鉄道駅舎に関しては、運輸局において整備状況を把握しているため、定期報告対象外

## エ. 改善実績状況(用途別・部位別)

下記のグラフにおける用途別の改善状況の累計をみると、学校が最も多く、延べ2,766箇所の改善が実施され、次に、病院の延べ1,875箇所、福祉施設の延べ1,472箇所の改善が実施されている。

また、部位別の改善状況の累計を見ると、建築物出入口の視覚障がい者誘導ブロック整備が最も多く、建築物出入口のスロープ整備、便所の洗面器水栓の順に整備が進んでいる。

### 民間既存施設の用途別・部位別改善状況

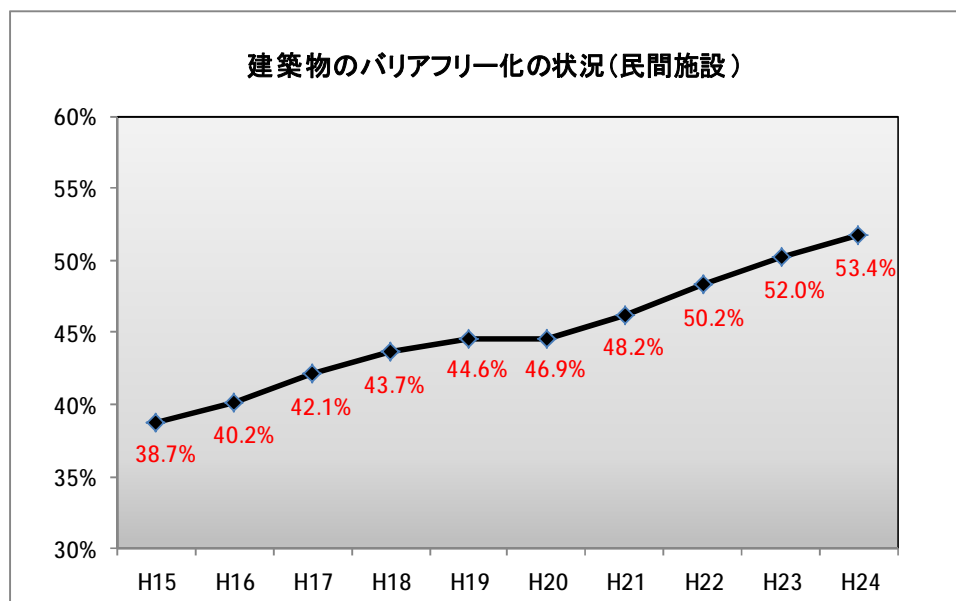


	通路幅拡幅	スロープ整備	誘導ブロック	溝蓋	出入口扉改修	転回スペース	スロープ整備	手すり設置	回り階段改修	手すり設置	段鼻	誘導ブロック	福祉型改修	乗降ロビー	点字案内	チャイム案内	案内標示	出入口改修	車いす対応	出入口幅拡幅	出入口段差解消	洗面器水栓	便所手すり	車いす便房	案内標示	車いすスペース	案内標示		
	建築物の出入口				廊下			階段				エレベーター				居室	客席	便所						駐車場		合計			
学校	12	245	294	92	130	62	5	2	23	111	113	2	32	35	64	55	46	36	4	98	107	351	266	275	255	23	28	2766	
福祉	7	86	154	63	54	35	4	8	29	29	65	121	9	14	40	37	28	28	0	70	60	122	116	125	160	2	6	1472	
銀行	16	230	555	81	83	6	1	0	15	28	39	103	7	6	10	9	9	24	0	32	8	48	42	33	41	5	7	1438	
病院	6	81	162	55	30	12	4	76	32	19	35	128	41	44	120	104	105	15	0	80	60	113	125	143	164	50	71	1875	
事務所	1	56	57	16	16	3	0	0	6	22	21	37	62	36	78	72	74	7	2	33	16	83	79	77	81	17	15	967	
物販店	3	25	62	30	15	2	2	0	10	12	26	35	21	19	39	35	33	2	1	36	24	57	60	57	59	48	54	767	
その他	24	286	484	339	163	66	10	3	31	203	154	91	149	164	230	183	228	51	7	63	71	166	205	199	208	47	50	3875	
合計	69	1009	1768	676	491	186	26	89	146	424	453	517	321	318	581	495	523	163	14	412	346	940	893	909	968	192	231	13160	
H26年3月末時点					4013			301				1540				2238				163	14	4468						423	13160
(H25年3月末時点)					(3799)			(282)				(1489)				(1814)				(14)	(15)	(3951)						(420)	(1191)

### 3. 既存の施設におけるバリアフリー化の状況

平成 25 年度実績で、2,000 m<sup>2</sup>以上の特別特定建築物の総ストックの約 53%（※）についてバリアフリー化が図られている。

※大阪府推計

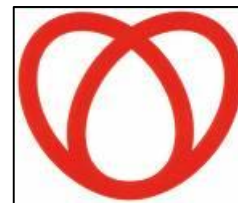


### 4. バリアフリー法による認定

バリアフリー法の利用円滑化誘導基準に適合する場合、申請により知事等が認定しており、15年間で123件の認定を行った。

バリアフリー法（旧ハートビル法含む）認定件数 (件)

年度	民間施設	公共施設	合計
H 7～H 1 8	7 2	2 6	9 8
H 1 9	9	0	9
H 2 0	6	1	7
H 2 1	9	0	9
H 2 2	6	0	6
H 2 3	4	3	7
H 2 4	1 4	0	1 4
<b>H 2 5</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>6</b>
合計	126	30	156



## 5. 整備・改善を推進させる施策等（その1：鉄道駅等）

### 【鉄道駅のバリアフリー化状況】

#### (A) バリアフリー法における目標

バリアフリー法基本方針では、平成22年までに、1日あたりの平均的な利用者数5000人以上の全ての鉄道駅について、段差の解消（エレベーター・エスカレーターの設置）や、視覚障がい者の転落を防止するための設備の整備、障がい者対応型便所の設置等移動等円滑化を実施することを目標としていた。

平成23年3月に改定された基本方針では、平成32年度までに、1日あたりの平均的な利用者数3000人以上の全ての鉄道駅について、移動等円滑化することを目標とすることを、新たに規定している。

#### (B) 府内の鉄道駅舎の状況（H25.3末時点）

	駅数	
		うち 段差解消駅
利用者数 <b>3,000</b> 人/日以上駅（府内）	<b>428</b>	<b>403 (94.2%)</b>
全駅（府内）	<b>512</b>	<b>452 (88.2%)</b>
<b>【参考】</b>		
利用者数 <b>3,000</b> 人/日以上駅（全国）	<b>3,457</b>	<b>3,111 (90.0%)</b>

## ア. 鉄道駅舎へのエレベーター設置

### (A) 鉄道駅舎へのエレベーター補助制度（府補助事業）

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が公共交通機関を利用しやすいよう設備の改善を図り、福祉のまちづくりの推進に資するため、鉄道事業者が行う駅舎へのエレベーターの整備に対し、平成4年度より補助を実施している。

	補助駅数	内訳
H22年度	3 駅	阪急 水無瀬駅 南海 千代田駅・美加の台駅
H23・24年度	0 駅	—
H25年度	4 駅	京阪 村野駅 南海 羽倉崎駅・樽井駅 近鉄 河内天美駅
累計 (H4～H25年度)	7 5 駅	・平成4～12年度（20 駅） 「鉄道駅舎エレベーター整備促進事業（福祉基金事業）」 ・平成13～24年度（63 駅） 「大阪府鉄道駅バリアフリー化整備設備費補助」

### (B) 連立事業に伴う鉄道駅舎へのエレベーター等の設置

連続立体交差化事業は、大阪府が事業主体となり、地元市、鉄道事業者と協力して、鉄道の一定区間を連続して立体交差化し、一挙に踏切をなくしていく事業である。本事業による鉄道の高架化に伴い、駅舎も高架駅となるが、その際、「福祉のまちづくり条例」に適合したエレベーター等の整備を鉄道事業者の協力を得て行っている。

#### 事業完了駅（平成5年度以降）

- ・ 京阪本線・交野線 寝屋川市駅・枚方市駅
- ・ 阪急京都線 高槻市駅
- ・ 阪急宝塚線 曾根駅・岡町駅・豊中駅
- ・ 南海本線 岸和田駅・泉佐野駅
- ・ JRおおさか東線 長瀬駅
- ・ 南海本線 松ノ浜駅・泉大津駅

#### ※ 事業実施中 5 駅

- ・ 近鉄奈良線 若江岩田駅・河内花園駅・東花園駅
- ・ 南海本線・高師浜線 羽衣駅・高石駅
- ・ 京阪本線 香里園駅、光善寺駅、枚方公園駅

## イ. バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進

### 【目的・背景】

バリアフリー法では、旧交通バリアフリー法の時代から、重点的かつ一体的に地区のバリアフリー化を推進するため、地域住民や、高齢者、障がい者、事業者等参画のもと、市町村によるバリアフリー基本構想作成の推進を掲げている。

地区におけるバリアフリー化の方針や具体的な事業内容等を定める基本構想を作成することにより、計画的なバリアフリー化の推進が図られることとなるため、大阪府としても、これまで、積極的な作成を要請してきたところであるが、近年、特に、作成した基本構想の進捗管理や、新法に基づく基本構想への見直し等、地区の実情に応じたフォローアップが重要であることを踏まえ、市町村に対し、定期的に訪問し、基本構想の見直し等働きかけを行っている。

### 【近年の基本構想作成実績】

- 平成 23 年度 高槻市 「高槻地区」「富田地区」「上牧地区」「郡家地区」  
(高槻市の「高槻地区」「富田地区」「上牧地区」は、旧交通バリアフリー法に基づく基本構想の見直し、「郡家地区」は新地区)  
守口市 「地下鉄大日駅周辺地区」
- 平成 24 年度 松原市 「近鉄河内天美駅周辺地区」「近鉄布忍駅周辺地区」  
「近鉄高見ノ里駅周辺地区」「近鉄河内松原駅周辺地区」  
(松原市の「近鉄河内松原駅周辺地区」は、旧交通バリアフリー法に基づく基本構想の見直し、その他は新地区)  
泉南市 「南海樽井駅周辺地区」「JR 新家駅周辺地区」  
泉佐野市 「南海羽倉崎駅周辺地区」
- 平成 25 年度 羽曳野市 「近鉄恵我ノ荘駅周辺地区」  
高石市 「南海羽衣駅周辺地区」

作成済み地区数 (累計) 3 2 市 1 町 1 3 0 地区



## 6. 整備・改善を推進させる施策等（その2：住宅等）

### ア. 民間住宅の誘導

#### (A) 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業（国・府補助事業）

高齢者単身・夫婦世帯等向けの居住の安定を図るため、住宅共用施設や住戸専有部分について段差解消や手すりの設置などバリアフリー化の誘導を行うとともに、防犯性の向上に配慮した基準を満たした良質な賃貸住宅の供給に努め、建設する者に対して補助を実施した。（平成 25 年度まで）

管理開始年度	管理戸数
H23 年度	159 戸
H24 年度	212 戸
H25 年度	47 戸
H13～25 年度	2,885 戸

#### (B) サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度

「高齢者の居住安定確保に関する法律」に基づき、面積やバリアフリー構造等の一定の基準を満たし、安否確認や生活相談等の高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」を登録し、登録情報を閲覧に供することにより、高齢者の居住の安定を図る。

【登録実績】 H23 年度 2,869 戸（うち政令・中核市：1,500 戸）  
H24 年度 7,818 戸（うち政令・中核市：4,725 戸）  
H25 年度 3,956 戸（うち政令・中核市：2,000 戸）

#### (C) サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助制度

大阪府内（政令市、中核市を除く。）において、低所得者向けのサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るとともに、住宅に入居する高齢者世帯に対して家賃の一部を事業者へ補助することにより、高齢者の居住の安定確保に資することを目的とする。

【認定実績】 H24 年度 272 戸  
H25 年度 300 戸

#### (D) 高齢者・障がい者向け住宅改造相談のための研修の実施

平成 11 年度から実施してきた「高齢者・障がい者向け住宅改造研修事業」は、制度創設から 13 年が経過し受講者数も減少したため、平成 24 年度に終了した。平成 25 年度からは官民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」において、建築士、住宅リフォーム事業者の方や医療・福祉・介護領域の方で住宅改造に携わる方を対象に、必要な基礎知識や具体的な進め方について理解を深めることを目的に研修会を実施した。

(参考：平成 25 年度実績)

基礎研修修了者 : 59 名  
実践研修修了者 : 43 名

#### イ. 介護保険の給付対象となる住宅改修事業

市町村が申請窓口となって、高齢者が住み慣れた地域で、自立や介護をしやすい生活環境を整えるため小規模な住宅改修（手すりの取付け、段差の改消、滑りの防止等のための床材等の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、これらの付帯工事）に対して、支給限度額を 20 万円として、要した費用の 9 割が、介護保険から支給されている。

各市町村においては、申請者宅の実態調査や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施工状況の確認等を行い、適正な事業の執行に努めている。大阪府としては、各市町村に対し情報提供や助言等の支援を行ってきた。

年 度	支 給 件 数
H23 年度	38,496 件
H24 年度	39,342 件
H25 年度	40,776 件 (H26.7 時点の暫定値)

## 7. 民間との連携によるバリアフリー情報の提供

施設のハード面におけるバリアフリー化の推進と併せ、高齢者や障がい者、妊産婦等、利用者の立場に立ち、利用できる施設を「探しやすく、選びやすく」するためのソフト的な取り組みを推進するため、施設のバリアフリー情報を積極的に発信する取り組みとして、平成 22 年 7 月に飲食店舗情報提供サイト「ぐるなび」と連携し、当該サイトにおいて店舗のバリアフリーに関する情報発信を実施したことにより、下表のとおり、全国に普及している。

バリアフリー情報 登録店舗数	平成 24 年 11 月現在	平成 25 年 9 月現在	平成 26 年 9 月現在
全国	3665 件	11,729 件	13,110 件
東京都	1002 件	1,595 件	2,025 件
大阪府	590 件	1,091 件	1,291 件
神奈川県	351 件	648 件	858 件
愛知県	217 件	622 件	686 件
兵庫県	198 件	622 件	672 件

## 8. 車いす使用者用駐車区画の適正利用の取組み

「車いす使用者用駐車区画」等の適正利用に向け、平成 25 年 3 月に府立施設において、車いす使用者用駐車区画とともに高齢や妊娠中の方など配慮が必要な方の「ゆずりあい駐車区画」の両方の整備を開始するなど、「ダブルスペース」の推進と、ポスターやチラシによる府民や事業者等への啓発活動に取り組んできた。

平成 26 年 2 月からは、これらの取り組みに加え、同区画をご利用いただくための利用証を交付する「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」を実施することとし、同年 1 月より、利用証の交付申請受付を開始した。

### 1. 大阪府住宅まちづくりマスタープラン

#### 【目的】

今後の住宅まちづくり政策が目指すべき目標を掲げるとともに、その枠組みや施策の展開方向を明示し、府民、NPO、事業者、市町村、大阪府など、住宅・まちづくりに関わる様々な主体が連携・協働を図り、施策を一体的かつ総合的に展開するための指針となる計画。

#### 【計画期間】

平成23年度から平成32年度までの10年間

#### 【福祉のまちづくりの位置付け】

今後の住宅まちづくり政策が目指すべき基本目標のひとつである「安心して暮らせる住まいとまち」の実現に向けた施策の方向性として、「福祉の住まいとまちづくりの推進」を位置づけており、「住宅のバリアフリー化」及び「まちのバリアフリー化」を推進することとしています。

#### 【施策別計画】

大阪府高齢者・障がい者住宅計画・・・ 高齢者・障がい者の住まいとまちづくりに関する総合的な施策を推進するための基本となる計画で、上位計画である「大阪府住宅まちづくりマスタープラン」の改定にあわせて平成24年3月に改定。「大阪府高齢者計画2012」の内容を本計画に位置づけることにより「大阪府高齢者居住安定確保計画」とした。(計画期間H24～26)

大阪府営住宅ストック総合活用計画

・・・ 建替え、耐震改修、高齢者向け改善等の事業を適切に選択し、耐震化やバリアフリー化など良質な府営住宅ストックの形成に資することを目的とした計画。

## 2. 第4次大阪府障がい者計画

### 【目的・概要】

長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画

### 【計画期間】

平成24年度から平成33年度までの10年間

### 【福祉のまちづくりの推進の位置付け】

障がい者がまちで快適に生活できるよう「福祉のまちづくり」を推進すること等を位置づけています。

## 3. 大阪府高齢者計画2012

### 【目的・概要】

人権尊重の社会のもと、高齢者が自ら健康の保持増進に努めるとともに、個性と主体性を発揮し、社会の重要な一員として住み慣れた地域で自立した生活をおくれるように、地域社会全体で支援するための計画

### 【計画期間】

平成24年度から平成26年度までの3年間

### 【福祉のまちづくりの推進の位置付け】

高齢者、障がい者をはじめすべての人が安心してまちに出かけるなど、高齢者等に配慮したまちづくりを進めるために「福祉のまちづくりの推進」などを位置づけています。

## 第7章 福祉のまちづくり推進体制の整備

### 1. 大阪府福祉のまちづくり審議会

#### 【目的】

大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）に基づく福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議に関する事務を担当する。

#### 【内容】

福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう、進行管理や推進方策について検討する。

【設置】平成6年1月1日

#### 【委員】

学識経験者、福祉・医療関係団体、障がい者団体、事業者団体、行政関係等 計34名

#### 【平成25年度の活動】

○第2回審議会 平成25年11月29日開催

- (1) 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会の審議内容について
- (2) 平成24年度末の状況について

○大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会の開催

#### 【目的】

大阪府福祉のまちづくり条例の施行状況の調査及び検討を行う。

#### 【委員】

学識経験者、福祉・医療関係団体、障がい者団体、事業者団体、行政関係等 計16名

#### 【平成25年度の活動】

- 第1回部会 平成25年8月8日開催
- 第2回部会 平成25年8月28日開催
- 第3回部会 平成25年11月8日開催

### 2. 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議

#### 【目的】

府有施設の整備に関する検討を行うとともに、福祉のまちづくりに関連する施策や業務についての全庁的な連絡調整を行う。

（従来、「府有建築物福祉整備庁内連絡調整会議」として、府有施設の整備のみに限定していた会議を、平成19年度会議にて拡充。）

【設置】平成4年9月24日

#### 【組織】

各部の総務課、および、政策企画部企画室、施設課（教育委員会、府警本部）

※事務局：福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課

住宅まちづくり部建築指導室建築企画課

住宅まちづくり部公共建築室計画課

#### 【平成25年度の活動】

平成25年5月30日 府有建築物の福祉のまちづくり条例適合状況調査を実施

### 3. 市町村連絡会議等

#### ア. 大阪府福祉のまちづくり市町村連絡会議

##### 【目的】

大阪府福祉のまちづくり条例の事務の一部を委任している府内市町村と連絡調整し、条例の適正かつ円滑な運用を図る。

##### 【設置】

平成6年4月1日

##### 【組織】

大阪府及び府内市町村の事前協議担当課及び関係部課

##### 【平成25年度の活動】

平成25年6月24日 条例に基づく建築物の事前協議担当者向け研修会の開催  
平成26年3月10日 会議開催 府条例事前協議の取扱いについて意見交換

#### イ. 大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議

##### 【目的】

大阪府内の鉄道駅舎等の生活関連施設及びその周辺地区の移動等円滑化を推進するため、関係する行政、事業者による連絡、調整及び情報交換等意思疎通を図る。

##### 【設置】

平成14年9月18日

(平成18年度までは「大阪府交通バリアフリー推進連絡会議」として実施。)

##### 【組織】

国、大阪府、府内市町村及び交通事業者のバリアフリー担当部署

##### 【平成25年度の活動】

○ 連絡会議（平成25年2月14日開催予定※）

##### ■ 国土交通省報告

・バリアフリー施策の課題と取組みの現状

##### ■ 市町村 報告

・富田林市におけるバリアフリーの取組みについて

##### ■ 大阪府報告

・大阪府内のバリアフリーの状況について  
・大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助について  
・大阪府歩道照明計画（案）の概要について  
・障がい者団体からの要望について

##### ■ 講演 近畿大学名誉教授 工学博士 三星 昭宏

・講演 「基本構想」スパイラルアップのための継続協議会の重要性

※平成26年2月14日に開催予定であったが大雪のため開催できず延期となり、6月10日の開催となった。

### 1. ホームページでの情報提供

#### インターネットホームページによる情報提供

法律及び条例にかかる制度の解説や各種手続きの案内に加え、設計例・配慮例を示した設計マニュアルや、各種様式（申請書・チェックリスト等）を掲載するとともに、バリアフリー法や全国の鉄道駅のバリアフリー化状況を検索できるページ等へリンクをはり、実用的な情報提供を行っている。

#### （ホームページ項目）

##### 「大阪府福祉のまちづくり条例」について

- ・都市施設の整備を計画されている方へ
- ・条例、様式、参考図書等のダウンロード
- ・パンフレット「みんなでやさしいまちづくり」
- ・よくあるご質問

##### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

- ・バリアフリー法の概要
- ・バリアフリー基本構想作成状況一覧
- ・バリアフリー法に関するホームページへ（国土交通省）

##### 施設のバリアフリー情報

- ・鉄道駅のバリアフリー情報
- ・府有施設のバリアフリー情報
- ・市町村有施設のバリアフリー情報

##### 福祉のまちづくり推進協定

- ・株式会社ぐるなびと協定を締結しました
- ・鉄道事業者と協定を締結しました

##### 鉄道駅のバリアフリー化補助

- ・鉄道駅バリアフリー化設備整備補助制度の概要

##### 関連ページ

- ・障がい福祉等の総合案内へ
- ・色覚障がいのある人に配慮したガイドライン

アドレス：[http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\\_kikaku/fukushi\\_top/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/index.html)